# 1 土砂災害危険箇所等での活動報告

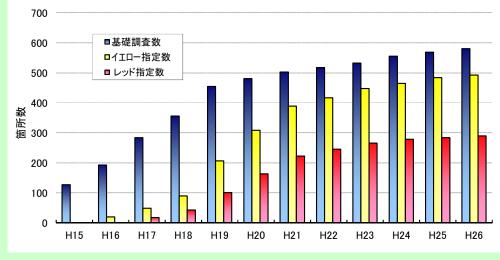
# ■取り組み概要

- ・県では、警戒避難体制整備の基礎となる土砂災害警戒区域の指定を進めている。 指定にあたっては、市町と連携し、住民説明を行い、危険箇所の周知に取り組んでい る。
- ・危険箇所住民や、防災関係者等を対象に、出前講座等を開催し、防災意識の向上に努めている。

# ■土砂災害警戒区域の指定

土砂災害警戒区域指定箇所一覧 (H27.2末現在)

	土石流		急傾斜地の崩壊		(A)	合計	(B)土砂災害	
	イエロー	レッド	イエロー	レッド	イエロー	レッド	危険箇所	
近江八幡市	29	16	76	56	105	72	140	
東近江市	98	31	138	111	236	142	288	
日野町	22	4	118	64	140	68	177	
竜王町	6	3	6	5	12	8	21	
小計	155	54	338	236	493	290	626	



土砂災害警戒区域等の指定推移(東近江圏域)

# ■出前講座等の取り組み



【近江八幡市総合福祉センター での出前講座】

●土砂災害に関する出前講座の実施状況(H26年度)

H26.7/12(土) 東近江市愛東外町 H26.10/10(金) 東近江市役所(市職員) H26.10/26(日) 近江八幡市長命寺町 H26.10/28(火) 近江八幡消防署

(近江八幡市、竜王町消防団)

H26.12/10(水) 近江八幡市岡山(岡山塾) H27. 2/13(金) 近江八幡市総合福祉センター (市内民生委員、自治会長、

> 自治会防災担当者等) (他、今後2箇所にて開催予定)

●土砂災害危険箇所等における市町の活動事例

東近江市では、土砂災害危険箇所等に関係する全自 治会に対し、現地確認を行ったり、土砂災害に関する 基礎知識や避難について説明している。

(2月末時点対象55自治会のうち44自治会で実施済)

# ■今後の予定

# ●土砂災害警戒区域指定

・基礎調査完了後未指定となっている箇所については、結果の公表を速やかに行う とともに、地元説明等を進め区域指定行うよう努める。

# ●基礎調査

・平成27年度は、管内で合計24箇所調査予定

# ■平成27年度の基礎調査(予定)

■「灰と「干皮♡坐旋峒且(『た/							
市町	土石流	急傾斜地	地すべり	合計			
近江八幡市	6	1	0	7			
東近江市	0	4	1	5			
日野町	0	7	5	12			
竜王町	0	0	0	0			
小計	6	12	6	24			

# ●モデル集落での土砂災害に強い地域づくりWGの開催

・東近江市愛東地区において、モデル集落を設定し、"住民が自らどう安全に避難するか"を検討するWGを開催し、地域防災力の向上に取り組む。

# ②流域治水条例の制定

#### 流域治水条例について

目的: ① どのような洪水にあっても、人命が失われることを避ける(最優先)

② 床上浸水などの生活再建が困難となる被害を避ける

手段: 【地先の安全度マップ】を基礎情報として、川の中の対策だけではなく、 「ためる」「とどめる」「そなえる」対策(川の外の対策)を総合的に実施する。



## 協議会の位置づけ

【滋賀県流域治水条例(第33条)】

県、関係行政機関および地域住民は、浸水警戒区域の指定に関することや、その他の 地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策について協議するため、 水害に強い地域づくり協議会を組織することができる。

# 水害に強い地域づくり協議会の構成





#### ためる

#### 雨水貯留浸透機能を確保する

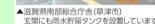
#### 【先人の知恵】

農地等での雨水の貯留浸透

#### 【滋賀県流域治水条例(第10.11条)】

- ・森林、農地の所有者等は、雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるようにすることを努力義務化
- ・建物、公園、運動場などの管理者等が、雨水を貯めたり浸透させたりすることを努力義務化





#### 【今後の取り組み方針】

- ・県市町の管理施設等で率先して取り組みを行っていく。
- ・雨水貯留浸透の意識向上のため、シンポジウムや勉強会等を実施し、機運を高める。
- ・内水を原因とする浸水頻度の高い地域をモデル地区とし、試験的に地域全体での雨水貯留の取り組みを行っていく。

#### とどめる

#### 各戸で洪水に強い家づくり

#### 【先人の知恵】

・住宅の嵩上げ

【滋賀県流域治水条例(第13~23条)】

- ・3m以上の浸水深が予想される区域は、 垂直避難が選択できない可能性があり 「浸水警戒区域」に指定
- ・知事は、区域内での住居等の建築に際 して、垂直避難ができる建築物かどうか をチェック
- ・地域の合意を踏まえて十分な協議後に 浸水警戒区域を指定



#### 【今後の取り組み方針】

東近江圏域内の生命に著しい被害が生じるおそれのある地区において、平成27年度より「浸水警戒区域」の指定を踏まえた取り組みを計画的に開始する。取り組み地区の順序は、市町とともに検討し決定する。

■生命に著しい被害が生じるおそれのある地区 (200年確率降雨時に3m以上の浸水区域に、既 存住宅があるか、開発の可能性があると考えら れる区域)

近江八幡市 水茎 下豊浦 東近江市 葛巻町 きぬがさ町 竜王町 西横関 弓削



#### そなえる

#### リスク情報の周知

#### 【先人の知恵】

頻繁な洪水の経験とそれに対する備え

#### 【滋賀県流域治水条例(第27.28条)】

- ・県は市町や住民の避難に関する事項のために、情報提供や技術的助言など必要な支援を行う。
- ・県民は、避難に関する検討を行うとともに、的確に避難するよう努める。

#### 【滋賀県流域治水条例(第29条)】

・宅地建物取引業者は、宅建取引時に取引の相手方に水害リスク情報を提供することを努力義務化

# 要な支援を行う。



#### 【今後の取り組み方針】

- ・生命に著しい被害が生じるおそれのある地区や水害リスクが高い地区において、リスクの正確な把握と、避難についての出前講座や取り組みを進める。
- ・水害リスクの正確な周知のため、出前講座等で地先の安全度マップのさらなる普及を行う。

# ③出前講座の開催(1/2)

#### 目的

地域住民に対して水害・土砂災害リスク情報を周知し、避難や住まい方について地域 住民が主体となって検討していけるように、出前講座や図上訓練を実施する。

#### 出前講座の実施状況

平成26年度においては、出前講座は、市町単独開催、県と市町協働開催、各種団体 向けに県単独開催で行った。



【平成26年度の出前講座宝施状況】

	【十成20 中皮の山前神座夫爬仏儿】										
	地区名 実施日		地区名	実施日			地区名	実施日			
		建部地区防犯防災自治会	H26.05.17			長勝寺自治会	H26.10.26			大字川原	H26.12.16
		合戸区自治会	H26.05.24			大林町自治会	H26.10.26	1		日野公民館文化祭	H26.11.02
		乙女浜町自治会	H26.05.25			青山町自治会	H26.10.26	市		日野町健康推進協議会	H26.12.02
		東市辺町自治会	H26.05.28			八日市町総自治会	H26.11.15	町	野	下駒月ふれあい推進員会	H26.12.20
		能登川地区まちづくり協議会	H26.06.07			新宮東町自治会	H26.11.16	単	шј	安部居区	H27.01.18
		沖野団地	H26.06.14		東	栗見新田町自治会	H26.11.17	独		大字上野田区	H27.01.31
		清水総自治会	H26.06.20		近江市	一式町自治会	H26.11.21			鵜川自治会	H26.07.12
		川合寺町自治会	H26.06.27			合戸町自治会	H26.11.23		1 87	竜王西っ子児童クラブ	H26.08.04
市	東	乙女浜町自治会	H26.07.17	市		緑町北自治会	H26.11.23		祈	江の島	H26.06.29
町	来 近	芝原町自治会	H26.07.27	111		鈴町自治会	H26.12.06	県	江	長命寺町	H26.10.26
単	江	建部下野町自治会	H26.07.31	単		金屋自治会	H26.12.06	宗上	1	鷹飼町	H26.10.26
独	市	西市辺町自治会	H26.08.02	独		東市辺町自治会	H27.12.18	÷	幡	小田町	H26.11.09
224	1113	鋳物師町自治会	H26.08.08	3		下麻生町自治会	H27.12.20	ET.	市	岡山塾	H26.12.10
		五個荘山本町自主防災組織	H26.08.11			垣見町自治会	H27.01.24	協		白鳥町	H27.03.29
		愛東赤十字奉仕団	H26.09.25			鎌掛地区自主防災会	H26.04.22	17070 455-h	東	きぬがさ城東区	H26.05.31
		神郷町自治会	H26.09.28			大窪二区福祉会	H26.05.18	[30]	π	愛東外町	H26.07.12
		林町自治会	H26.10.05		日	日野地区老人クラブ	H26.06.12		市	大覚寺町	H27.03.15
		大森町自治会	H26.10.05		野	豊田1区自治会	H26.06.24	J		東近江市役所	H26.10.10
		北菩提寺町自治会	H26.10.12		町	日野地区運営協議会				近江八幡市消防署	H26.10.28
		宗教法人 創価学会	H26.10.19	1	西桜谷地区	西桜谷地区人権教育推進協議会				碧いびわ湖	H26.11.11
		ドリームハイツ自治会	H26.10.25			ふぁみりお必佐まちづくり委員会	H26.10.17	県	単独	近江八幡市社会福祉協議会	H27.02.13
										止揚学園	H27.03.12

#### 市町単独

【東近江市】(自治会等向け35回)

- ①東近江市で想定される災害(風水害・土砂災害・地震)
- ②自主防災組織の必要性についての説明と質疑応答 DIGを実施した地区もある

【日野町】(自治会等向け13回)

①風水害の基礎知識②地震の基礎知識③避難 以上3点についての説明、質疑応答





【東近江市出前講座】

【竜王町】(自治会等向け2回) 地震・風水害に対応できる自主防災組織についてなど

## 県と市町協働

地域特性や自治会要望に沿った内容での説明を実施。 内容に応じて県流域政策局、県砂防課、市町の担当者 が出席。

#### 【主な内容】

- ①当該地における水害・土砂災害のリスク
- ②水害・土砂災害に関する基礎知識
- ③避難のポイントや避難場所等について
- 4)意見交換

:各種団体

【小田町】



【江の島】

#### 各種団体向け県単独

地域の特性や主催者のニーズにあった内容での実施。

【東近江市役所】土砂災害危険区域等に関する市職員への研修 【近江八幡市消防署】消防団員に対する土砂災害の研修 【碧いびわ湖】母親向けの水害リスクの基礎知識と対処方法 【近江八幡市社会福祉協議会】民生委員や自治会役員向けの水害・ 土砂災害に関する基礎知識

【止揚学園】施設職員向けに土砂災害の研修と現地確認



【碧いびわ湖】



【近江八幡市消防署】

## 今後の取り組み方針

平成25年台風18号以来、出前講座の依頼が激増しており、災害等に対する意識が高まっている。 この意識の高まりを好機ととらえ、取り組みの導入部分としての出前講座を計画的に実施して いくとともに、各自治会における自主避難計画の策定や訓練等の実施など、より深い取り組みが継続 して実施されるよう、行政からの働きかけを続けて行う。

また、当協議会において作成した出前講座マニュアルを積極的に利用する。

CHARLEMAN

出前講座マニュアル(案)の一部

# ③出前講座の開催(2/2)

# 出前講座の開催

# H26年度の小学校出前講座の内容

平成26年度に実施した小学校での出前講座について、以下の一覧表に示す。

学校	日付	主な内容		
	H26.9.26	自然観察・流れの中の歩行体験		
近江八幡市	H26.10.2	川と地域のかかわり		
立 馬淵小学校	H26.10.9	通学路の危険箇所調査		
(4年生) H21~実施	H26.10.16	危険箇所マップづくり		
	H26.11.21	学習内容の発表 (馬っこフェスティバル)		
近江八幡市	H26.10.27	日野川の歴史(地域の方の話)		
桐原小学校	H26.11.6	日野川のフィールドワーク		
(4年生) H23,24実施	H26.11.29	学習内容の発表(桐原っ子フェスタ)		

# 自然観察・流れの中の歩行体験

#### ■内容

白鳥川に入って生物観察を行うことで、 川を身近に感じるとともに流れの中を歩く ことの大変さを体験する。



【白鳥川自然観察】

# 近江八幡市立馬淵小学校

## 川と地域のかかわり

#### ■内容

学校周辺の水害履歴や白鳥川や日野 川の河川改修、水利用、河川環境について学ぶ。



【川と地域のかかわりの講義】

# 通学路の危険箇所調査

#### ■内容

通学路の方面ごとに5つのグループに分割し、各グループで柵のない水路等、水害時に危険となりうる箇所を調査する。



【危険箇所調査時の写真】

# 危険個所マップづくり

#### ■内容

川や水路等に着色し、地域の特性を理解するとともに現地調査結果を添付してグループごとにマップづくりを行う。



【危険個所マップづくりの状況】

# 学習内容の発表

#### ■内容

学習成果をクイズや紙芝居などにより 全校生徒および保護者に発表する。



【学習内容の発表の状況】

# 今後の取り組み方針

学校が自主的に運営できるような働きかけを行いながら、学校支援フェアーや教育委員会との連携を通じて、 他校でも取り組めるよう継続して働きかける。



日野川フィールドワーク

THE LETT ALS THE PARTY OF THE P

桐原っ子フェスタ(ザ•オブ日野川)



近江八幡市立桐原小学校

# 4知恵・水害文化の発信

# 知恵・水害文化の発信

## 目的

水害経験等の情報を収集・発信するとともに出前講座等により、地域の水害に備える意識の高揚を図る。

# 平成26年度の聞き取り調査の実施状況

- ■H21年度からH26年度までで、近江八幡市12集落、東近江市13集落、日野町3集落、竜王町3集落の合計31集落で水害経験者から水害に関する知恵・文化の聞き取り調査を行った。
- ■H26年度は、水害経験と水害に備える 知恵を収集するために、東近江市の ドリームハイツ、今町、芝原町、今堀町、 妹において聞き取り調査を実施した。
- ■聞き取り調査で得られた水害情報や水 害に対する知恵・文化を滋賀県の水害 情報サイトで公開し、水害情報マップを 追加した。



No.	市町名	地区名	実施日	場所	対象人数
1	111111111111111111111111111111111111111	小田町	天旭日 H21.8.4	近江八幡市小田町自治会館	4名
2		野村町	H21. 8. 5	野村町集落センター	10名
3		竹町	H21. 7. 23	竹町公民館	5名
4		鷹飼町	H21. 7. 24	鷹飼町自治会館	4名
5		元水茎町	H22, 10, 27	水害経験者自宅	1名
6	近江八幡市	水茎町	H22. 11. 10	水害経験者自宅	1名
7		安養寺町	H23. 12. 7	水害経験者自宅	2名
8		倉橋部町	H23. 12. 7	水害経験者自宅	1名
8 9		馬淵町	H25. 4. 9	馬淵コミュニティセンター	1名
10	1	倉橋部町	H25. 4. 16	水害経験者自宅	1名
11		下豊浦	H21. 7. 29	下豐浦区事務所	2名
12	旧安土町	常楽寺	H21, 7, 29	常楽寺区事務所	1名
13		佐牛町	H21.8.5	佐生草の根ハウス	4名
14	1	栗見新田	H21.8.6	栗見新田区長事務所	3名
15	1	葛巻	H22, 2, 10	東近江市葛巻公民館	10名
16		小川	H22, 12, 3	水害経験者自宅	1名
17		種	H23, 1, 16	種町草の根ハウス	1名
18		奥町	H23, 11, 10	奥町構造改造センター	1名
19	東近江市	小幡	H23, 12, 19	小幡公会堂	4名
20		妹町	H24. 11. 16	水害経験者自宅	1名
21	1	トリームハイツ	H26. 6. 2	県庁流域治水政策室	2名
22		今町	H26.6.2	水害体験者勤務先	1名
23		芝原町	H26.8.6	メール・電話聞き取り	2名
24		今堀町	H26.8.6	メール聞き取り	2名
25		妹	H26.8.8	東近江市妹集落センター	5名
26		佐久良	H21. 8. 10	佐久良会議所	1名
27	日野町	鳥居平	H21. 8. 10	鳥居平会議所	1名
28		木津	H23.3.7	木津会議所	4名
29		弓削	H21. 8. 19	竜王町弓削公民館	4名
30	竜王町	小口	H21.8.3	竜王町小口公民館	2名
31		鵜川	H23. 6. 1	竜王町鵜川公民館	3名



HPアドレス「http://www.pref.shiga.jp/h/ryuiki/hanran/」

# 立命館大学との連携調査

- ■H26年8月より、滋賀県と立命館大学歴史都市防災研究室とで、合同水害履歴調査を開始した。
- ■立命館大学は今後も調査を協働で続けたいという意向をもっていることから、来年度以降も協働で実施する予定。

	連携のメリット	役割分担
滋賀県流域 治水政策室	・取りまとめや報告を大学が実施することで進捗が上がる。 ・研究題材として活用してもらうことで、地域でのその後の取り組みにつながる可能性ができる。	・地元集落との調整 ・現地聞き取り(共同) ・地元への報告会調整 ・滋賀県HPへの掲載
立命館大学	・水害履歴調査を研究の題材として活用できる。 ・今年度は2名の学生が卒業論文を作成。	・現地聞き取り(共同) ・取りまとめ作成 ・地元への報告会での報告

#### 【平成26年度実績】

•東近江圏域

東近江市妹町(聞き取り8月8日

報告会12月3日)

•他圏域

米原市上丹生(聞き取り8月9日) 野洲市須原 (聞き取り8月1日) 野洲市六条 (聞き取り8月7日

8月21日)

#### 合計4地区

※妹町では、愛東コミセンとともに以前 から水害・土砂災害の取り組みを実施し ている滋賀県立大学と共同で報告会を 実施した。



【聞き取り調査】



【報告会】



【現地確認】



AND CONTROL OF THE CO

要かしる場合して 美海ントになって 会 単のは 国際できる 「大学 日本学の名間開発」の同じに対する。 のの語が大型とは、大学 日本学の名間の表現と のの語が大型とは、大学 日本学の名間の表現と に対して、世界には、世界の名間の表現とは、大学 に対して、世界の名の 田の語の歌中 東寺 に対して、東京田 (日本) 日本学 に対

新聞記事】

# 今後の取り組み方針

- ■平成27年度も引き続き、立命館大学と協働で、水害に関する聞き取り調査を実施する。また、滋賀県立大学など他大学との連携も検討する。
- ■聞き取り結果をHPで公開する。
- ■調査実施自治会において調査報告会を実施し、当該自治会での水害に対する取り組みの契機としたり、取り組みの有効な情報として活用してもらうよう働きかける。

# 5 簡易量水標の設置

目的

市町や地元住民が注視する危険箇所等について、現地の水位の状況を確認するために、簡易量水標及び看板を設置する。

# 近年の設置状況

■市町や地元住民が注視する危険個所等について、現地の水位の状況を確認するために、簡易量水標を平成22年度から順次設置している。市・水防団のパトロールに活用されているほか各地で様々な方法で活用されている。平成22年度5カ所、平成24年度2カ所、平成25年度14カ所、平成26年度12か所で設置し、これまで東近江圏域全体で33箇所設置している。

(近江八幡市:5箇所、東近江市:16箇所、竜王町:9箇所、日野町:3箇所)



周辺地域での水防意識の向上につながっている



幹線道路沿いに反射性の量水標を設置。通行する 車両からよく見え、量水標のPRにつながっている。



自主避難計画で明記しているパトロール箇所に設置。 防災訓練でも活用。



消防団詰所前に設置し、水防待機時の団員による注視に活用。



地元水防団による土のう積みの目安として活用。



平成22年度周知看板、水位関係表とともに活用。

# 今後の取り組み方針

- ■台風18号後、「地域はデジタルではなくアナログで動いている。現地で確認できる量水標の設置は今後もぜひ進めてほしい」という地域住民の声もあがっており、現地でわかりやすく水位状況が確認できる簡易量水標のニーズは高まっている。
- ■今後も引き続き、重要水防注視箇所や地域からの要望箇所を中心に簡易量水標の設置箇所を増やし、水防パトロールの支援、地域での水防意識向上につなげていきたい。